

議案第 27 号

筑西市国民健康保険税条例の一部改正について

標記について次のとおり提出する。

令和 8 年 2 月 25 日

筑西市長 設 楽 詠美子

筑西市条例第 号

筑西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

筑西市国民健康保険税条例（平成 17 年条例第 75 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「介護納付金」という。）の次に「及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の 1 号を加える。

(4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（茨城県国民健康保険特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第 2 条第 3 項本文中「被保険者」を「国民健康保険の被保険者」に改め、同条に次の 1 項を加える。

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。

第3条中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項」を「法第314条の2第1項」に改める。

第9条の次に次の3条を加える。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額）

第9条の2 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に別表第1に定める税率を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額）

第9条の3 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について別表第1に定める額とする。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額）

第9条の4 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について別表第1に定める額とする。

第23条第1項各号列記以外の部分中「並びに同条第4項本文」を「、同条第4項本文」に改め、「、17万円）」の次に「及び同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額から同表の当該各号のエに掲げる額を減額して得た額」を加え、同条第2項第1号ア中「4,800円」を「5,400円」に改め、同号イ中「8,000円」を「9,000円」に改め、同号ウ中「12,800円」を「14,400円」に改め、同号エ中「16,000円」を「18,000円」に改め、同項第2号ア中「1,950円」を「2,295円」に改め、同号イ中「3,250円」を「3,825円」に改め、同号ウ中「5,200円」を「6,120円」に改め、同号エ中「6,500円」を「7,650円」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次  
に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 別表第2の第1号のエに掲げる額を減額した世帯	255円
イ 別表第2の第2号のエに掲げる額を減額した世帯	425円
ウ 別表第2の第3号のエに掲げる額を減額した世帯	680円
エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯	850円

第23条第3項に次の2号を加える。

- (7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の2の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の3の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

附則第5項、第6項及び第8項から第15項までの規定中「第8条及び」を「第8条、第9条の2及び」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条、第4条、第6条から第9条の4まで関係）

税率表

国民健康保険の被保険者の税率	所得割	7.5%
	被保険者均等割	被保険者1人について 36,000円
国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の税率	所得割	2.7%
	被保険者均等割	被保険者1人について 15,300円
介護納付金課税被保険者の税率	所得割	2.1%
	被保険者均等割	被保険者1人について 15,000円
国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の税率	所得割	0.28%
	被保険者均等割	被保険者1人について 1,700円
	18歳以上被保険者均等割	18歳以上被保険者1人について 100円

別表第2（第23条関係）

減額表

第1号	ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額	被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 25,200円
	イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額	被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 10,710円
	ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額	介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 10,500円
	エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額	被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1,190円
第2号	ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額	被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 18,000円
	イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額	被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 7,650円
	ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額	介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 7,500円
	エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額	被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 850円
第3号	ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額	被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 7,200円
	イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額	被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 3,060円
	ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額	介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 3,000円
	エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額	被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 340円

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の筑西市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。